

「クレジット産業における個人情報保護・利用に関する自主ルール」の概要について

・ 自主ルール制定の経緯等

- (1) クレジット業界は、近年、特に社会的な要請の高まっている個人情報の保護等の考え方を受け、個人情報保護法の成立等に先駆けて、クレジット産業全体の自主規制ルールとして、平成 13 年 3 月 28 日に、「クレジット産業における個人情報保護・利用に関する自主ルール(以下「自主ルール」という。)」を制定し、運用を開始した。
- (2) 自主ルールの策定にあたっては、平成 10 年 6 月に取りまとめられた通商産業省(現 経済産業省)・大蔵省(現 金融庁)共同の「個人情報保護・利用の在り方に関する懇談会」の報告書で述べられている提言の趣旨を受け、検討を行った。
- また、自主ルールの制定以前は通商産業省の平成 9 年 4 月の通達(「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護について」)に基づき、個人情報保護に係るガイドラインを策定し、その保護に努めていたが、本自主ルールは、同ガイドラインの考え方なども踏まえつつ、クレジット業界全体として統一的に策定したものである。
- (3) なお、この自主ルールの策定にあたっては、同ルールの実効性の確保をどのように図るのかという点を念頭に置いて検討を行った。
- また、その実効性の確保の観点から、平成 13 年 3 月 28 日より、自主ルールの遵守等について支援・監視などを行う「自主ルール運営協議会」を設置し、活動を開始している。

．自主ルールの主な内容

自主ルールでは、個人情報情報の保護や適正管理等のための措置として、与信業者及び個人情報情報機関のそれぞれが遵守しなければならない内容を定めている。

自主ルールの構成及び主なポイントは以下の通りとなっている。

1．自主ルールの構成

自主ルールは、下記の第1条から第38条までの5部構成となっている。

	タイトル	主な内容
第1部	目的及び定義 (第1条～第2条)	目的として、与信業者と個人情報情報機関が取扱う個人情報情報の適切な保護と利用等を図ることを規定
第2部	与信業者に関する自主ルール (第3条～第15条)	与信業者各社が取り組むべき個人情報保護・利用のための措置を規定 ・収集範囲・利用・提供の制限 ・同意の取得 ・開示・訂正・削除請求への対応 ・情報の適正管理 ・個人情報管理責任者の設置 ・安全管理対策 等
第3部	個人情報情報機関に関する自主ルール (第16条～第29条)	個人情報情報機関が取り組むべき個人情報保護・利用のための措置を規定 ・収集範囲・提供の制限 ・開示・訂正・削除請求への対応 ・情報の適正管理 ・個人情報管理責任者の設置 ・安全管理対策 等 ・機関の運営のための措置 ・個人情報保護のための措置 等
第4部	自主ルールの実効性確保 (第30条～第35条)	「自主ルール」の実効性確保のため、学識経験者等を中心として構成する「自主ルール運営協議会」を設置し、自主ルールの遵守等について支援・監視などの活動を行うことを規定
第5部	その他 (第36条～第38条)	個人情報情報の情報交流の保護措置、苦情処理体制の整備、自主ルールの改訂について規定

2. 自主ルールの主なポイント

自主ルールの内容のうち、「収集範囲の制限、利用・提供の制限」「同意の取得」「開示等の求めへの対応」「安全管理措置」「実効性の確保」の5項目については、以下のような概要となっている。

(1) 収集範囲の制限、利用・提供の制限

(基本的考え方)

個人情報の適法かつ適正な収集に努めるため、情報の収集に一定の制限を設け、明確化された目的以外での利用を行わないことを求めている。

(ルールの規定内容)

情報の収集は、与信業者等の販売信用取引等に係る事業の範囲内に限定するとともに、その情報の利用・提供は、収集目的の範囲内とする。

また、原則としてハイリーセンシティブ情報の収集等を行わない旨を定めている。

(2) 同意の取得

(基本的考え方)

個人情報の収集・利用・提供に際して、情報主体が自己の情報の取扱い方を認識し、その取扱いに対する情報主体の意思を確認する観点から、情報主体の明示的な同意を得ることを求めることとしている。

(ルールの規定内容)

情報主体から申込書等により、個人情報を収集する場合は、必要事項(利用目的、個人信用情報機関への情報の登録と利用、第三者提供を行う場合の提供先及び利用目的、開示等への対応等)が記載された書面等をもって明示的に同意を取得することを定めている。

また、与信業者等の販売信用取引等に係る事業の範囲を越えて、利用・提供する場合、その利用について明確に記載した書面等をもって明示的に同意を取得することとしている。

このため、自主ルール運営協議会としては、平成15年6月に個人情報の収集・利用・提供に関する同意条項等のひな型を作成し、関係の与信業者等に提示し、対応を求めている。

(3) 開示等の求めへの対応

(基本的考え方)

情報主体からの開示等の求めに対しては、適切に対応する。また、開示の結果、訂正又は削除を求められた場合は、速やかに調査し対応する。

(ルールの規定内容)

情報主体からの開示・訂正・削除の求めに対し、適切かつ迅速な処理に努めることとし、対応窓口の設置等必要な体制整備に努めること等を定めている。

なお、開示等の求めに対しては、与信業者各社において十分に対応しなければならないことから、今後、自主ルール運営協議会として、開示請求への対応の手引きを策定し、各社に提示して適切な対応を求めることとしている。

(4) 安全管理措置

(基本的考え方)

クレジット業界のみならず、あらゆる業種業界で個人情報が取扱われているが、個人情報に係る安全管理措置については、個人情報保護法の要求としても、個人情報全般の取扱いにおいて、全ての個人情報取扱事業者が必要かつ適切な措置を講じなければならないことになっている。そこで、クレジット業界としても、個人情報の紛失・漏えい・毀損等が発生した場合、情報主体である個人に大きな影響を与えることになるという考え方にたって対応する必要がある。また、仮に、事案が発生した場合においても、その被害を最小限に押さえるために、紛失・漏えい、不正アクセス等を防止するための安全管理措置を講じ、個人情報の適切な保護を図ることを求めている。

(ルールの規定内容)

与信業者等の個人情報の安全管理に関する措置として、管理責任者を設置し、個人情報の適正管理、漏えい等の防止に関する管理体制・責任体制を確立するとともに、業務委託先の監督、従業員に対する教育・研修活動を実施すること等を定めている。

なお、与信業者等が個人情報の安全管理措置を講じるにあたっての指針として、「与信業者等における個人情報の安全管理対策指針」を平成15年11月に別途作成し、自主ルール運営協議会として、関係の与信業者等に提示し、対応を求めている。

(5) 実効性の確保

(基本的考え方)

業界が定める自主ルールの最も重要な点として、ルールが遵守され実効性のあるものとする必要があることから、自主ルールではその考え方を受けて仕組みを構築し、実施している。

(ルールの規定内容)

自主ルールの実効性確保のための具体的な措置として、学識経験者、消費者代表等を中心として構成する自主ルール運営協議会を設置し、与信業者及び個人情報情報機関に対し、中立的な立場から自主ルールの遵守等を支援、監視し実効性の確保を図ることとしている。

また、自主ルール運営協議会として、「与信業者等のための個人情報保護・利用に関するコンプライアンス・プログラムの手引き」を作成して、関係の与信業者等に提示し、与信業者及び個人情報情報機関が自主ルールの要求事項を満たしたコンプライアンス・プログラムを策定することを通じて、ルールの実効性の確保が図られるよう求めている。

3 . 自主ルールとしての個人情報の保護に関する法律への対応

自主ルールの制定・実施は、平成13年3月28日となっているが、個人情報保護法の成立を踏まえて、平成15年5月に条文の一部追加・修正を行っている。

また、今後、個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて、必要な自主ルールの条文の一部追加・修正等の検討を行うこととしている。

情報主体からの同意取得について

1．検討の経緯等

クレジット業界では、自主ルール第5条に定める「情報主体からの同意の取得」について、個人情報の保護に関する法律の内容を視野に入れつつ、「情報主体と情報利用者との法律関係」、「同意文言の法的性質」、「同意の取得方法」等、総合的な検討を行い、同意書面の提示・交付の考え方や同意取得のための自署・捺印欄の設定の考え方、同意条項等のひな型等について検討を行ってきた。

ただし、個人情報保護法の内容について詳細が明確になった段階で、一部修正等を行う予定である。

2．情報主体からの同意の取得についての基本的な考え方

情報主体から明示的に同意を取得する考え方としては、下記の基本原則に基づき、クレジット申込約款・契約約款等とは別に、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意内容をあらわした書面を提示し、交付することとし、情報主体から同意を取得するための意思確認の方法として、情報主体の自署・捺印を取得することを原則としている。

<基本原則>

自主ルール第5条の主旨に基づき、情報主体からの同意の取得については、クレジット申込約款・契約約款等とは別に個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意内容をあらわした書面等を提示し、当該クレジット契約・申込みの内容と同等の意思確認を行う。

また、当該同意内容をあらわした書面等を当該クレジット契約申込者に交付等を行う。

3 . 個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項等について

情報主体からの同意取得に関する基本原則に基づき、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意内容をあらわした書面等を作成する場合の参考例として、「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項等ひな型」を作成している。その中では、同意条項等として下記の内容を提示することとしている。

- (1) 個人情報の収集・保有・利用、預託について
- (2) 個人情報の利用
- (3) 個人信用情報機関への登録・利用
- (4) 自社による個人情報の提供・利用
- (5) 個人情報の開示・訂正・削除への対応
- (6) 本同意条項に不同意の場合の対応
- (7) 与信目的以外での利用・提供中止の申出への対応
- (8) 個人情報の開示・訂正・削除や利用・提供中止の申出等の問合せ窓口
- (9) その他

与信業者等における個人情報の安全管理対策指針について

1. 策定の背景等

(1) 自主ルール運営協議会は、自主ルールの考え方を受けて、平成13年11月に、「与信業者等における個人情報保護・利用のための安全対策の考え方」を取りまとめた。

その後、平成15年5月に、個人情報保護法が成立し、「安全管理措置」、「従業員の監督」、「委託先の監督」などについての個人情報取扱事業者の義務が定められたこと等を背景に、この「安全対策の考え方」の内容をより詳細にし、具体的な対応方法等を盛り込んだ、新たな「与信業者等における個人情報の安全管理対策指針」を平成15年11月に策定した。

(2) 安全管理対策指針の策定にあたっては、

- ・経済産業大臣告示「営業秘密管理指針」
- ・「JIS X 5080 情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」
- ・「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度」
- ・「JIS Q 15001 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」

等の考え方を参考として検討を行った。

(3) なお、与信業者等は、本指針に示された目標を見据えて、自社が取り扱う個人情報の安全管理のためのコンプライアンス・プログラム等の見直しを行い、必要な措置を講じることとしている。

2. 安全管理対策指針のポイント

本指針の構成は、「0. 個人情報の取扱業務の見直し」、「1. 安全管理措置」、「2. 従業員の監督」、「3. 委託先の監督」、「4. 危機管理及び危機対応手順」、「5. 遵守状況の監査」となっている。

それぞれの内容のポイントは、下記の通りである。

(1) 「 0 . 個人情報の取扱業務の見直し 」

与信業者等が個人情報の安全管理措置を講じるにあたって、業務上の個人情報の取扱の実態を正確に把握することを求め、必要な社内体制を整備し、統一的、一元的な業務管理を行うとともに、個人情報の取扱い実態の変更等に対応し、安全管理対策の継続的な見直しが可能な体制とすることについて記述している。

(2) 「 1 . 安全管理措置 」

与信業者等における個人情報の安全管理のための組織対応・体制整備、個人情報の安全管理のための規程整備、物理的な安全管理措置、技術的な安全管理措置、人的な安全管理措置、法令等の遵守から構成されており、個人情報の安全管理において必要となる措置内容について具体的に記述している。

(3) 「 2 . 従業員の監督 」

与信業者等の従業員の監督に係る措置として、個人情報の安全管理措置を周知・徹底するための教育・研修の実施、雇用・雇用契約の管理、事故・違反等への対処に関する必要な措置を講じ、従業員を適切に監督することについて記述している。

(4) 「 3 . 委託先の監督 」

与信業者等の委託先の監督に係る措置として、安全管理確保の観点からの委託先の選定、責任範囲の明確化のための契約の整備等、必要な監督手段としての報告徴収・立入検査等、再委託の取扱等の事項に関し、必要かつ適切な措置を講じることについて記述している。

(5) 「 4 . 危機管理及び危機対応手順 」

与信業者等において個人情報の漏洩等が生じた場合に、早急に安全管理対策を見直して再発防止を図るとともに、被害拡大防止のための措置を講じることについて記述している。

(6) 「 5 . 遵守状況の監査 」

与信業者等が個人情報の安全管理対策に関する監査を実施することにより、安全管理対策に係る内部規定の内容の問題や、内部規定の実施における問題を明らかにし、業務の実態や措置の実施状況を踏まえて、継続的に安全管理対策の見直しを行うことについて記述している。

3．安全管理対策指針の内容

安全管理対策指針の内容は下記の通りである。

0．個人情報の取扱業務の見直し

- 0．1．個人情報取扱業務の管理
- 0．2．個人情報取扱業務の見直し

1．安全管理措置

- 1．1．個人情報の安全管理のための組織対応・体制整備
- 1．2．個人情報の安全管理のための規程整備
- 1．3．物理的な安全管理措置
- 1．4．技術的な安全管理措置
- 1．5．人的な安全管理措置
- 1．6．法令等の遵守

2．従業員の監督

- 2．1．従業員への教育・研修
- 2．2．雇用・雇用契約における安全管理措置
- 2．3．事故・違反等への対処

3．委託先の監督

- 3．1．委託先の選定基準の設定
- 3．2．契約等による委託・受託関係の明確化
- 3．3．契約書等の保存
- 3．4．委託先の監督
- 3．5．委託先における安全管理対策
- 3．6．再委託の取扱
- 3．7．契約書等の遵守状況の監査・報告徴収等に関する基準
- 3．8．第三者提供等の取扱

4．危機管理及び危機対応手順

- 4．1．危機管理
- 4．2．危機対応手順
- 4．3．再発防止措置及び社内処分の決定と公表
- 4．4．適切な損害賠償等の算定

5．遵守状況の監査

与信業者等のための個人情報保護・利用に関するコンプライアンス・プログラムの手引きについて

1. 自主ルールに基づくコンプライアンス・プログラムの策定について

- (1) 自主ルールにおいては、与信業者等が自主ルール及び関連法令等を遵守しつつ、個人情報情報の適切な保護と利用等を図る目的を達成するため、与信業者等に対し、その活動の実態に応じた実効性のある実践遵守計画（以下「コンプライアンス・プログラム」という）を策定することを求めている。
- (2) このため、自主ルール運営協議会では、平成13年11月に与信業者等が自主ルールに基づくコンプライアンス・プログラムの策定の参考となる、策定方法等の考え方として、「与信業者等のための個人情報保護・利用に関するコンプライアンス・プログラムの手引き」を取りまとめた。
- (3) 与信業者等においては、上記の手引きを参考に、コンプライアンス・プログラムの策定を行うこととし、自主ルールの内容が全て確定した後に、自主ルール運営協議会が定める時期までに、コンプライアンス・プログラムの策定等の状況について報告を求めることとしている。

2. コンプライアンス・プログラムの手引きの概要について

「与信業者等のための個人情報保護・利用に関するコンプライアンス・プログラムの手引き」は、第1部コンプライアンス・プログラムについて、第2部コンプライアンス・プログラムのプロセスについて、第3部参考資料の3部構成となっている。

- (1) 第1部は、コンプライアンス・プログラムの位置付け、コンプライアンス・プログラムのメリット・デメリット及びポイント等を取り上げており、コンプライアンス・プログラムのプロセスに入るまでの導入部分となっている。

(2) 第 2 部は、実際にコンプライアンス・プログラムとして、個人情報保護方針から継続的改善までのプロセスを、以下の 6 章に分けて記載している。

- ・ 第 1 章 個人情報保護方針
- ・ 第 2 章 計画
- ・ 第 3 章 実施及び運用
- ・ 第 4 章 監査
- ・ 第 5 章 見直し
- ・ 第 6 章 継続的改善

(3) 第 3 部は、実際に与信業者等における既存の各種規程や運用マニュアル等に、自主ルールの要求事項を盛り込むための参考資料として、自主ルール等に基づく個人情報保護・利用に関する要求事項を取り上げている。